

先程お問い合わせのありました件につきまして回答致します。

まず、森林法の規制の対象となる土地についてですが、  
北明 西11線 54-1、52-1、52-2、51-2、53-2、全て森林法の規制の対象で  
した。

なお、森林法の規制についての主な届出は以下のとおりとなります。

・森林所有者届出制度

森林所有者を把握するため、売買だけではなく、相続等によるものも含めて、権利  
の移転があった場合には、面積によらず市町村長へ事後届 出が義務づけられ  
ています。

・伐採届制度

森林法の規制がかかっている土地の立木の伐採を行う際、事前の届出書が必要と  
なります。

なお、届出を提出する機関は1ha 以下の伐採の場合→市町村  
1ha 以上の伐採の場合→振興局  
となります。

なお、伐採について、1ha 以上でも伐採後の土地に植栽して森に戻す場合は市町  
村への届出、

植栽にしない場合は振興局への届出など、ケースによって変わってくるので事前の相  
談が必要となってきます。

添付ファイルに伐採届出書を簡易的にまとめたもの(林野庁作成)を添付しますの  
でご覧ください。

また、森林法の制度がまとめてあるサイトの URL を以下の通り掲載しますので参考  
としてください。

<http://www.ringyou.or.jp/learn/04.html>

\*\*\*\*\*

芽室町役場農林課農林係

水野 利華(みずの りか)

n-nourin@memuro.net(農林係メール)

mizuno.r@memuro.net(個人メール)

〒082-8651

河西郡芽室町東2条2丁目14番地

TEL 0155-62-9725 FAX 0155-62-4599

\*\*\*\*\*